

令和 7 年度 宮崎大学医学部看護学科同窓会 総会

日時：令和 7 年 6 月 14 日（土）10：00～11：00

場所：宮崎大学 総合教育研究棟 4 階基礎看護実習室

方法：対面／Zoom 開催

【報告】

1. 令和 6 年度活動報告について（資料 1）

【議事】

1. 令和 7 年度役員（案）について（資料 2）
2. 規約改正について（資料 3）
3. 令和 6 年度決算について（資料 4）
4. 令和 7 年度活動計画について（資料 5）
5. 令和 7 年度予算（案）について（資料 6）

【その他】

令和 6 年度（2024 年度） 同窓会活動報告

団体名	宮崎大学医学部看護学科／大学院看護学研究科同窓会
会長	田上 博喜
会員数	約183 名（令和6年3月31日時点）
役員	副会長 田邊綾子、山口史剛 顧問 野間口千香穂 会計 高間有紀 評議員 18名
＜令和7年度 活動内容＞ 本会の更なる発展のため、規約を改正し、在学生も会員とすることとした。それに伴い、在学生への支援を充実させることを目的に、学生国際交流活動助成事業、国試対策助成事業、学生課外活動支援事業を創設し、在学生に周知した。学生国際交流活動助成事業には2件、国試対策助成事業には58名の学生より申請があった。 その他、以下について協議し、適宜対応した。 1) 医学部開講50周年記念事業への寄附ならびに装花贈呈 医学部開講50周年記念事業への寄附ならびに、記念式典時に装花を贈呈した。 2) 卒業生への入会案内 1月31日に、卒業生全員に対面にて同窓会の活動内容ならびに入会案内を行った。加えて、3月24日に開催された謝恩会会場に、入会専用ブースを設け、入会手続きを行った。令和6年度は、大学院修了生を含め、10名が新規入会した。 3) 在校生への入会案内 R7年度から在校生より会費を徴収することに伴い、学生への周知方法や会費徴収の仕組みづくりについて協議した。新入生に対しては、医療人育成課が合格者に送付する書類に、同窓会入会案内を同封することで周知することとし、在校生に対しては、在校生オリエンテーションにて周知し、払込票を配布することとなった。 4) 役員会の開催 学生国際交流活動助成事業、国試対策助成事業の審査においては、不定期にメール会議にて審議し、滞りなく助成を行った。また、3月13日に臨時役員会を開催し、令和7年度の総会日時の決定、今後の活動計画について協議した。	

令和 7 年度宮崎大学医学部看護学科同窓会役員（案）

役職	所属	氏名
会長（代表）	卒 3 期生	田上博喜
副会長	卒 2 期生	菊地 光仁
〃	卒 1 1 期生	山口史剛
評議員	卒 1 期生	野末明希
〃	卒 2 期生	菊地光仁
〃	卒 3 期生	田邊綾子
〃	卒 4 期生	
〃	卒 5 期生	稲見健太郎
〃	卒 6 期生	三保友也
〃	卒 7 期生	五反田奈々
〃	卒 8 期生	村田郁
〃	卒 9 期生	高間有紀
〃	卒 1 0 期生	吉田聡子
〃	卒 1 1 期生	
〃	卒 1 1 期生	山口史剛
〃	卒 1 2 期生	鮫島哲
〃	卒 1 3 期生	
〃	卒 1 4 期生	清永拓彌
〃	卒 1 5 期生	荒川紗里
〃	卒 1 6 期生	黒木万結
〃	卒 1 7 期生	津田歩香
〃	卒 1 8 期生	原田あみ
〃	卒 1 9 期生	長尾夏奈
〃	卒 2 0 期生	田崎志帆
〃	卒 2 1 期生	平瀬優伽、福田羽蘭
〃	修士	狩集綾子
会計委員長	修士	畠山 芳彰
会計委員	卒 3 期生	田邊 綾子
顧問		野間口千香穂
監事	修士	狩集 綾子
監事	卒 1 1 期生	矢野裕佳子

宮崎大学医学部看護学科／大学院看護学研究科同窓会 総会

宮崎大学医学部看護学科同窓会 規約

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、宮崎大学医学部看護学科同窓会（以下「本会」と称する）と称する。

第2条（目的）

本会は、会員相互の親睦と交流を深め、看護学科の発展に寄与し、看護の発展に貢献することを目的とする。

第3条（事務局）

本会の事務局は、宮崎大学医学部看護学科内に設置する。

第2章 会員

第4条（会員）

本会は次の会員をもって組織する。

1. ~~正会員は以下に該当するもの~~正会員：資格を有する者は、以下のいずれかに該当するものとする。
とする。
 - ① 看護学科在校生であり、会費を納めた者在校生
 - ~~② 大学院看護学研究科在校生であり、会費を納めた者~~
 - ~~③ 看護学科卒業生または大学院看護学研究科（宮崎大学大学院医学系研究科看護学専攻を含む）修了生であり、会費を納めた者~~
 - ②
2. 永年会員：看護学科の卒業生、または大学院看護学研究科（宮崎大学大学院医学系研究科看護学専攻を含む）修了生であり、学部看護学科の卒業後もしくは看護学研究科の修了後のいずれかに会費を納めた者会費を納めた者

~~2-3.~~ 特別会員：本会の趣旨に賛同し、会長が推薦し、役員会で承認された者

第5条（入会）

医学部看護学科または看護学研究科入学時に所定の会費を納入したことをもって入会となる。さらに、医学部看護学科卒業後または看護学研究科修了後に所定の会費を納入した者は永年会員とする。本会の会員資格は、医学部看護学科および看護学研究科への入学と同時に自動的に取得する。

第 6 条（退会）

会員が退会を希望する場合は、書面により事務局に届け出るものとする。また、会員の死亡によって退会となる。

第 3 章 役員**第 7 条（役員の種類）**

本会に次の役員を置く。

1. 会長：1 名
2. 副会長：2～3 名
3. 評議員：若干名
4. 学生同窓会委員：若干名
5. 会計：2 名
6. 監事：2 名
7. 顧問：若干名

第 8 条（役員の選出）

1. 会長、副会長は総会において選出する。
2. 会計は評議員が互選し、総会が承認する。
3. 評議員、監事は会長が委嘱し、総会の承認を得る。
4. 顧問は必要に応じ会長が委嘱する。

第 9 条（会員の権利と義務）

1. 会員は、本会の活動に参加し、意見を述べる権利を有する。
2. 会員は、本会の規約および決議を遵守する義務を負う。

第 10 条（役員の任期）

役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。役員の任期満了後であっても後任者が就任するまで会務を行うものとする。

第 11 条（役員の職務）

1. 会長は本会を代表し、会務を総括し、会議の議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 評議員は重要事項を審議する。
4. 会計は本会の財務全般を担当する。
5. 監事は会計監査を担当する。

宮崎大学医学部看護学科／大学院看護学研究科同窓会 総会

6. 顧問は本会および役員会に助言を行う。

第 4 章 会議

第 12 条（総会）

総会は、毎年 1 回開催する。総会の招集は、開催日の 30 日前までに会員に通知する。総会の議長は、会長が務める。会長が不在の場合は、副会長がその職務を代行する。

第 13 条（臨時総会）

臨時総会は役員会において必要と認めたほか、総会員 20 分の 1 以上より会議の目的である事項を示して要求のあった場合にこれを開く。

第 14 条（総会の議決事項）

総会は、次の事項を議決する。

1. 役員の選出並びに承認
2. 年間活動の報告と承認
3. 予算・決算の報告及び承認
4. 規約の審議
5. その他の必要な事項

第 15 条

会議の議決は正会員により、出席者の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長が決する。

第 16 条（役員会）

役員会は会長が招集し、必要に応じ開催し、本会の運営にあたる。

第 5 章 会計

第 17 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 18 条（会費）

本会は次の会費及び寄付金を以て充てる。

1. ~~正~~会費：
 - 1) 看護学科在校生：20000 円
 - 2) 看護学研究科在校生：10000 円

宮崎大学医学部看護学科／大学院看護学研究科同窓会 総会

3) 看護学科卒業生、看護学研究科修了生：10000 円 (卒業もしくは修了時)

2. 寄付金
3. 事業収入

第 19 条 (会計報告)

会計は、総会において年度ごとの会計報告を行うものとする。

第 6 章 活動**第 20 条 (活動内容)**

本会は、以下の活動を行う。

1. 会員名簿の作成
2. 会報の発行
3. 定期総会および臨時総会の開催
4. 会員間の親睦会、交流会の開催
5. 看護学に関する講演会、セミナーの開催
6. 母校および在学生への支援活動
7. その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第 7 章 支部**第 21 条 (支部の設置)**

本会は、必要に応じて地域ごとに支部を設置することができる。

第 22 条 (支部の運営)

支部を定める場合には、運営を役員が担当する。支部の運営に関する詳細は、別途定める。

第 8 章 コミュニケーション**第 23 条 (情報伝達手段)**

本会の情報伝達手段は、以下のとおりとする。

1. 郵送
2. 電子メール
3. 本会のウェブサイトおよび SNS
4. その他、適宜必要と認められる方法

第 24 条 (個人情報の取り扱い)

本会は、会員の個人情報を適切に管理し、法令を遵守して取り扱うものとする。

宮崎大学医学部看護学科／大学院看護学研究科同窓会 総会

第 9 章 付則

第 25 条（施行）

本規約は、総会の議決を経て施行する。

第 26 条（改正）

本規約の改正は、総会において出席会員の過半数の同意をもって行う。可否同数のときは、議長が決する。

第 27 条（解散）

本会の解散は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意をもって行う。

第 28 条（細則）

本規約に定めるもののほか、会の運営に関して必要な事項は、役員会の議決を経て細則で定める。

本規約は 2006 年 11 月 18 日をもって施行する

2012 年 3 月 30 日をもって一部改正施行する

2024 年 6 月 1 日をもって一部改正施行する

2025 年 6 月 14 日をもって一部改正施行する

宮崎大学医学部看護学科同窓会

令和6年度会計決算報告

収入

科目	金額
会費	100,000
学部卒業生 10,000 円×8 名	80,000
大学院修了生 10,000 円×2 名	20,000
寄付金	100,000
個人寄付（田上博喜）	100,000
繰越金	1,672,605
総合口座	1,278,115
振替口座	394,490
利息	168
合計	1,872,773

支出

科目	金額
国試対策助成費	88,500
看護師希望者模試：54 名	54,000
保健師希望者模試：23 名	34,500
学生活動助成費	32,600
学生国際交流活動助成	32,600
寄付金	100,000
医学部開講 50 周年記念事業	100,000
交際費	22,000
医学部開講 50 周年記念装花贈呈	22,000
通信費	11,529
総会案内状送付	11,529
消耗品費	33,255
文具等	33,255
支払手数料	313
振込手数料	203
振替口座郵送通知料	110
合計	288,197

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの収支につきまして、上記の通り報告致します。
また上記の通り 1,584,576 円を次年度に繰り越します。

2025 年 4 月 1 日

会計 高間 有紀

会計 原田 あみ

会計監査報告書

宮崎大学医学部看護学科同窓会令和6年4月1日から令和7年3月31日までの会計決算書につきまして、帳簿等を監査致しました結果、正確に執行されていることを認めましたので、ご報告致します。

2025 年 4 月 8 日

監事 南地 光一

監事 狩集 綾子

令和 7（2025 年度）活動計画（案）**1. 活動計画の要旨**

本会の目的である、会員相互の親睦と交流を深め、看護学科の発展に寄与するために、以下を重点課題とし、活動を展開する。

1) 会員相互の交流の場の創出

会員相互の交流を促進し、個々人のキャリア形成やネットワーク拡大の一助とすることを目的に、オンラインもしくは対面による交流会を開催する。

2) 会員からの意見集約のシステム化

会員の要望に沿った活動を展開するため、意見集約の方法について検討する。在校生からの意見集約については、学生同窓会委員の役割を明確化するとともに、連携方法を整備する。卒業生からの意見集約については、上記の交流会の場を活用し、当事者の意見を聴きながら最適な方法を検討する。

2. 具体的な活動計画**● 同窓生交流会開催：令和 7 年 10 月 4 日（予定）**

同窓会連合会主催のホームカミングデーに合わせ、在校生および卒業生を対象とした同窓生交流会を開催する。

● 在校生の意見集約の推進

役員会のメンバーに学生同窓会委員を加え、在校生からの意見を反映できる体制とする。

● 永年会員加入の促進

卒業時に永年会員となる学生が少ないことが課題となっている。そのため、卒業生に向けた記念品の贈呈および会長からの挨拶の機会を設け、卒業後も継続的に会員として参加いただけるよう働きかける。

● 在校生支援事業

昨年度より実施している「学生国際交流活動助成事業」、「国試対策助成事業」、「学生課外活動支援事業」の実施要領等を役員会にて見直し、在学生への支援を充実させる。

宮崎大学医学部看護学科／大学院看護学研究科同窓会 総会

学生国際交流活動助成事業 細則（案）

第1条（目的）

本事業は、協定校との交流に必要な費用を助成し、学生間の国際交流活動を活性化することを目的とする。

第2条（対象者）

助成の対象者は、宮崎大学医学部看護学科の学生とする。

第3条（助成対象経費）

助成の対象となる経費は、学生間の国際交流活動に要した費用のうち、以下のものとする。

1. 交流に伴う交通費
2. 交流活動に必要な会場使用料
3. 役員会が認めたその他の費用

第4条（助成対象外の経費）

以下の費用は助成の対象としない。

1. 個人的な嗜好品の購入費
2. 本学学部学生の飲食代
3. 観光に伴う費用
4. その他、役員会が助成対象外と判断したもの

第5条（審査基準）

助成額の決定にあたり、以下の基準をもとに審査を行う。

1. 申請内容が国際交流活動の趣旨に沿っているか
2. 助成申請額が予算内に収まるか
3. 助成の必要性が高いと判断された場合、必要性の高い活動を優先的に支給する

第6条（申請手続）

申請手続の詳細は、別途定める実施要領に従うものとする。申請を希望する者は、実施要領を確認の上、申請を行うこと。

第7条（予算）

本事業の予算は、年度ごとに役員会の審議を経て決定するものとする。

第8条（申請期限及び方法）

申請期限および申請方法の詳細は、別途定める実施要領に従うものとする。申請を希望する者は、

宮崎大学医学部看護学科／大学院看護学研究科同窓会 総会
実施要領を確認の上、申請を行うこと。

第 9 条（助成額の変更可能性）

本事業の助成額は、予算の状況に応じて調整する場合があるものとする。助成額の変更が生じた場合は、役員会の決定に基づき、申請者へ通知する。

第 10 条（不正申請への対応）

申請内容に虚偽が含まれる場合、不正申請とみなし、助成額の返還を求めるものとする。重大な不正が確認された場合、以後の申請資格を制限することがある。

第 11 条（予算超過時の対応）

申請額が予算を超過した場合、役員会の審査により助成額を調整するものとする。助成額の決定に際しては、申請内容の重要性や必要性を考慮し、適切な配分を行う。

第 12 条（事業の変更・廃止の可能性）

本事業の内容は、年度ごとに見直され、変更される可能性があるものとする。事業の継続・廃止については役員会で決定し、対象者へ事前に通知する。

第 13 条（事後報告）

助成を受けた者は、交流活動の成果報告書を提出するものとする。

報告書には、活動内容、使用した費用の詳細、および交流活動の成果を記載すること。

第 14 条（規定の改定手続）

1. 本細則の改定は、役員会の審議を経て決定するものとする。
2. 改定案は、国際交流委員および関係者からの提案をもとに、役員会が検討するものとする。
3. 改定が決定した場合は、対象者へ Gmail にて通知し、改定内容を周知するものとする。
4. 改定内容と併せて施行日を通知し、施行日は役員会が定めるものとする。

国試対策助成事業 細則（案）

第1条（目的）

本事業は、宮崎大学医学部看護学科4年生の国家試験対策を支援するため、希望者に対して経済的助成を行い、合格率向上に寄与することを目的とする。

第2条（対象者）

本助成事業の対象者は、宮崎大学医学部看護学科4年生のうち、国家試験対策として以下の助成を希望する者とする。

第3条（助成内容）

本事業では、以下の二種類の助成を実施するものとする。

1. 希望者模試受験料の補助

国家試験対策として模擬試験受験料の一部を助成する。助成額および対象試験は年度ごとに役員会が決定し、別途通知する。**助成の上限額は、一人当たり〇〇円までとする（※要検討）。**

2. 試験対策講座の講師費用助成

試験対策講座の講師料の一部または全額を助成する。助成対象となる講座は国家試験対策に資する内容とし、**1講座あたりの助成額の上限は〇〇円までとする（※要検討）。**

第4条（助成申請の審査基準）

役員会にて、申請内容を審査の上、助成の可否を決定する。選定基準は以下の通りとする。

1. 申請時に提出された必要書類の適正性。
2. 助成申請額の適正性。
3. 助成の必要性が高いと判断された場合、必要性の高いものに対し優先的に支給する。

第5条（不支給となる場合）

以下の場合、助成を不支給とする。

1. 申請内容が助成の趣旨に沿わない場合。
2. 必要書類が提出されない場合、または内容に不備がある場合。
3. 助成予算が上限に達した場合。
4. 過去に助成金を不適切に使用した事例がある申請者の場合。

第6条（報告義務）

助成を受けた者は、助成金の適正使用を証明するために、以下の書類を提出するものとする。

1. 希望者模試受験者は、受験証明書（受験票や受験結果通知書など）を提出する。
2. 試験対策講座の助成申請者は、講師謝礼の領収書または講座の実施報告を提出する。

上記書類の提出期限は、**助成金支給後〇〇日以内とする（※要検討）。**

宮崎大学医学部看護学科／大学院看護学研究科同窓会 総会

第 7 条（助成事業の予算）

本事業の助成予算は、年度ごとに役員会の審議を経て決定する。

第 8 条（申請期限および方法）

申請期限、申請方法、支給方法の詳細については、別途定める実施要領に従うものとする。

第 9 条（助成制度の変更・終了）

本事業の運営方針は、役員会の決定により変更できるものとする。また、助成制度の終了または重大な変更がある場合、事前に対象者へ通知する。

第 10 条（規定の改定手続）

1. 本細則の改定は、役員会の審議を経て決定する。
2. 改定案は、国試対策委員および関係者からの提案をもとに、役員会にて検討されるものとする。
3. 改定が決定した場合は、看護学科 4 年生に対し、Gmail にて通知する。
4. 改定内容と併せて施行日を通知する。

宮崎大学医学部看護学科／大学院看護学研究科同窓会 総会

学生課外活動支援事業 細則（案）

第1条（目的）

本事業は、宮崎大学医学部看護学科の学生が主体的に行う課外活動の継続を支援し、社会的な経験を通じた人格形成および成長を促すことを目的とする。

第2条（対象者）

本事業の対象者は、宮崎大学医学部看護学科に在籍する学生とする。

第3条（助成対象活動）

1. 助成の対象となる活動は、学術研究、ボランティア活動、地域貢献活動、スポーツ・文化活動等、学生の成長や社会貢献に寄与するものとする。
2. 活動の目的や内容が明確でない場合は、助成対象外となる場合がある。

第4条（支援内容）

学生が主体的に行った課外活動に要した費用のうち、一部を助成する。

第5条（審査および審査基準）

提出された申請書類をもとに、役員会にて助成の可否および助成額を決定する。役員会は以下の基準に基づき、審査する。

1. 活動の社会的貢献度
2. 学生の主体性・自主性
3. 活動実績（過去の活動記録、影響度等）

第6条（申請期限および手続、支給方法）

申請期限および申請手続、助成金の支給方法の詳細は、別途定める実施要領に従うものとする。申請を希望する者は、実施要領を確認の上、申請を行うこと。

第7条（予算）

本事業の予算は、年度ごとに役員会の審議を経て決定するものとする。

第8条（助成金の使用目的）

本事業による助成金は、以下の費用に使用することができるものとする。

1. 交通費（活動場所までの公共交通機関の利用料金）
2. 物品購入費（活動に必要な備品や消耗品の購入費用）
3. 施設利用料（活動の実施に伴う会場や設備の使用料）
4. 印刷・資料作成費（活動内容の記録や報告資料の作成に関わる費用）
5. 参加費（大会・研修・勉強会など、活動に直接関係するイベントの参加費）

第 9 条（助成金の使用制限）

助成金は、以下の目的では使用できないものとする。

1. 個人的な飲食費
2. 娯楽費（映画鑑賞、レジャー施設の利用など、活動目的と直接関連しないもの）
3. 個人的な物品の購入（活動と関係ない私物の購入）
4. 団体の運営費（団体の一般的な運営資金や維持費には使用不可）
5. その他、役員会が不適切と判断した支出

第 10 条（使用報告および確認）

助成を受けた学生は、助成金の使用状況を決算書として報告するものとする。また、必要に応じて領収書の提出を求める場合がある。助成金の使用目的が規定に反する場合、返還を求めることがある。

第 11 条（不支給の条件）

以下の条件に該当する場合、助成を行わない。

1. 申請書類の内容が不十分または不明瞭である場合。
2. 申請内容が助成対象活動に該当しない場合。
3. 不正行為が認められた場合。

第 12 条（助成額の変更可能性）

本事業の助成額は、予算の状況に応じて調整する場合があるものとする。助成額の変更が生じた場合は、役員会の決定に基づき、申請者へ通知する。

第 13 条（不正申請への対応）

申請内容に虚偽が含まれる場合、不正申請とみなし、助成額の返還を求めるものとする。重大な不正が確認された場合、以後の申請資格を制限することがある。

第 14 条（予算超過時の対応）

申請額が予算を超過した場合、役員会の審査により助成額を調整するものとする。助成額の決定に際しては、申請内容の重要性や必要性を考慮し、適切な配分を行う。

第 15 条（事業の変更・廃止の可能性）

本事業の内容は、年度ごとに見直され、変更される可能性があるものとする。事業の継続・廃止については役員会で決定し、対象者へ事前に通知する。

第 16 条（報告）

助成を受けた学生は、活動終了後、報告会や成果発表の場で活動内容を発表することが求められる。

宮崎大学医学部看護学科／大学院看護学研究科同窓会 総会
る場合がある。

第 17 条（規定の改定手続）

1. 本細則の改定は、役員会の審議を経て決定するものとする。
2. 改定案は、関係者からの提案をもとに、役員会が検討するものとする。
3. 改定が決定した場合は、対象者へ Gmail にて通知し、改定内容を周知するものとする。
4. 改定内容と併せて施行日を通知し、施行日は役員会が定めるものとする。

収入

項目	予算	内訳
会費	1,985,000	20,000円×54名、15,000円×37名、10,000円×24名、5,000円×22名（6月11日現在）
繰越金	1,585,185	
計	3,570,185	

支出

項目	予算	内容
国試対策助成費	400,000	
外部講師	200,000	国家試験対策
国試模試費用	200,000	国試希望者模試費用補助（4年生の希望者模試が1回増えたため）
学生活動助成費	650,000	
国際交流	100,000	交換留学生との交流助成金（PSU、サクラサイエンスプログラム）
諸費用	100,000	
実習補助	250,000	学外実習に掛かる費用の一部補助
課外活動支援費	200,000	学生の課外活動支援への一部補助
同窓生交流経費	250,000	
交流会費	200,000	卒業生と在学生との交流
総会	50,000	総会時の会議費等
通信費	100,000	
消耗品費	150,000	文具等、学位授与式時のブース用横断幕
雑費	270,185	振込手数料等
記念品	100,000	卒業生への記念品
予備費	300,000	
積立金	1,350,000	
計	3,570,185	